



塚口本店：尼崎市南塚口町 2-6-27 /TEL 06-6429-1301
 塚口支店：尼崎市南塚口町 2-12-18 /TEL 06-6940-6421
 川西支店：川西市栄根 2-6-37 /TEL 072-767-7770
 西宮支店：西宮市甲風園 1-10-8 /TEL 0798-78-7676
 岡場支店：神戸市北区有野中町 2-17-2 /TEL 078-982-4119
 大阪支店：大阪市天満橋京町 3-5 /TEL 06-6948-5450

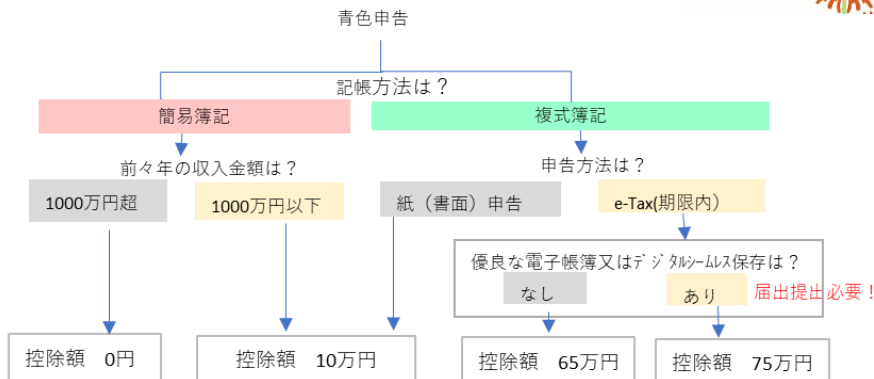


令和 9 年分以後 青色申告特別控除の要件が変わります！



令和 9 年分（2027 年分）の所得税確定申告から、青色申告特別控除の制度が改正されます。今回の改正では、一定の要件を満たす方は、これまでの 65 万円控除に代わり最大 75 万円の青色申告特別控除を受けられるようになります。一方で、簡易簿記による 10 万円控除については適用要件が見直され、これまでどおり控除を受けられない場合があります。

【主な改正内容】



◆ 10 万円控除の対象者変更

10 万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、その年の前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が 1000 万円を超える者は 10 万円の青色申告特別控除が適用できなくなります。

記帳方法・所得区分	前々年の事業収入 1,000万円以下	前々年の事業収入 1,000万円超
簡易簿記（事業所得）	○	×
簡易簿記（事業的規模の不動産所得）	○	×
簡易簿記（事業的規模でない不動産所得）	○	○

※不動産に関しては、収入区分が 1,000 万円超である場合、事業的規模の方のみ控除対象外となり、**業務的規模**の方は、改正前と同様に最大 10 万円の控除を受けることができます。なお、**業務的規模**の方は、複式簿記に移行したとしても控除額は簡易簿記の場合と同様に最大 10 万円となります。

◆ 青色申告特別控除が最大 75 万円に

項目	現行制度（～令和8年分）	改正後（令和9年分～）
最高控除額	65万円	75万円
75万円控除	なし	複式簿記＋電子申告＋①優良な電子帳簿 又は②デジタルシームレス保存 ※1
65万円控除	複式簿記＋電子申告 又は 複式簿記＋①優良な電子帳簿	複式簿記＋電子申告
55万円控除	複式簿記＋書面申告	なし

変更点

65 万円控除の要件（複式簿記＋e-Tax）に加えて優良な電子帳簿を作成及び保存又はデジタルシームレス保存の要件を満たしている場合には、最大 75 万円の控除を受けることができます。

※1 「①優良な電子帳簿保存」又は「②デジタルシームレス保存」に係る要件を満たして 75 万円控除の適用を受ける場合、適用を受ける年分の確定申告期限までに以下の届出書を所轄税務署に提出が必要です。

①の場合の届出書

・「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る 75 万円の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」（基本こちらでよい）（令和 9 年 3 月頃に名称を 65 万から 75 万に変更予定）又は「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」

②の場合の届出書

・「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び 75 万円の青色申告特別控除（個人事業者）の適用を受ける旨の届出書」

令和 9 年分の確定申告であれば、令和 10 年 3 月 15 日が提出期限です。

①及び②に係る届出書のいずれについても、「取りやめの届出書」を提出するまで効力が継続するため、適用を受けようとする初年度のみ提出すればよく、毎年提出する必要はありません。